

平成26年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会

目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 平成26年度 人事委員会開催状況	3
(2) 平成26年度 人事委員会議事一覧表	4
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	12
1 事務局の組織	13
2 事務局職員の定数及び現員	13
3 事務局の事務分掌	13
4 事務局職員一覧表	14
5 人事委員会規則の制定改廃状況	15
6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	18
7 平成26年度の予算の状況	19
第3章 任用関係業務	20
1 採用試験	21
(1) 実施日程	21
(2) 受験資格及び試験方法	22
(3) 特徴と受験者の確保	23
(4) 平成26年度 試験概要	24
(5) 採用試験実施結果一覧	26
2 採用及び昇任の選考結果	28
第4章 給与関係業務	29
1 職員給与の実態	30
(1) 給料表別, 性別, 学歴別の職員構成	30
(2) 給料表別の平均給与月額等	31
2 民間給与の調査	32
(1) 調査事業所	32
(2) 職種別, 学歴別, 企業規模別の初任給	32
(3) 諸手当の支給状況	33
3 職員の給与に関する報告及び勧告	35
(1) 職員給与と民間給与との較差	35
(2) 報告(むすび)	35
(3) 勧告	42
4 勧告実施の状況	44

第5章 勤務条件関係等業務	5 2
1 勤務条件	5 3
2 服 務	5 3
3 その他	5 3
第6章 公平審査関係業務	5 4
1 勤務条件に関する措置要求	5 5
(1) 平成26年度において判定したもの	5 5
(2) 平成26年度において審査したもの	5 5
(3) 平成26年度において却下したもの	5 5
(4) 平成26年度において取下げのあったもの	5 5
2 不利益処分に関する不服申立て	5 5
(1) 平成26年度において裁決したもの	5 5
(2) 平成26年度において審査したもの	5 5
(3) 平成26年度において却下したもの	5 7
(4) 平成26年度において取下げのあったもの	5 7
(5) 平成26年度において打ち切ったもの	5 7
3 苦情処理	5 7
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	5 7
第7章 職員団体関係業務	5 8
1 職員団体の登録	5 9
(1) 県関係	5 9
(2) 受託地方公共団体関係	5 9
2 管理職員等の範囲の指定	6 0
(1) 県関係	6 0
(2) 受託地方公共団体関係	6 0
第8章 労働基準監督機関関係業務	6 3
1 労働基準監督機関職権行使者	6 4
2 労働基準法別表第1の事業区分	6 4
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	6 4
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	6 4

第 1 章

人事委員会関係

第1章 人事委員会関係

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例（昭和26年6月11日条例第34号）により設置された。

2 人事委員会の組織と権限

(1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分不服申立てに対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

(2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政権限	人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
	給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。
	人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
	職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
	職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保する準司法的権限のために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
	職員の苦情を処理すること。
準立法的権限	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表の計画立案給料表の報告、勧告、職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。
	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
	学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏名	就任年月日	任期	備考
委員長 西田 秀史	平成18年10月13日	平成26年10月12日	2期満了 平成22年10月26日から委員長
委員長 森 義郎	平成23年10月6日	平成27年10月5日	1期目 平成26年10月13日から委員長
委員長職務代理者 佐藤 園	平成18年7月16日	平成30年7月15日	3期目 平成18年8月10日から委員長職務代理者
委員 秋山 義信	平成26年10月13日	平成30年10月12日	1期目 平成26年10月13日から労働基準監督機関職権行使者

4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員長は委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。委員会の会議は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(1) 平成26年度 人事委員会開催状況

区分	平成26年度
会議	29回
議案	105件
報告事項	79件
その他	9件

(2) 平成26年度 人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

(資料1)

平成26年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4/8 (火)	1	議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 報告事項	平成25年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成26年度岡山県職員A採用試験の実施について 平成26年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 平成26年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験問題の決定について (1) 平成25年度苦情相談の処理状況について (2) 自己啓発等休業期間に係る退職手当の取扱いの承認について (3) 平成26年職種別民間給与実態調査の実施について (4) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要
5/1 (木)	2	議第5号 議第6号 報告事項	不服申立ての受理について 職員の昇任の選考について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要
5/19 (月)	3	議第7号 議第8号 議第9号 議第10号 議第11号 議第12号 議第13号 報告事項	不服申立ての却下について 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について」の一部改正について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 平成26年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題の決定について 平成26年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験問題の決定について 職員の昇任の選考について (1) 平成26年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験の実施状況について
6/10 (火)	4	議第14号 議第15号 議第16号 議第17号 議第18号 議第19号	不服申立ての受理について 条例案に対する人事委員会の意見について 職員の配偶者同行休業に関する規則の制定等について 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 岡山県警察官採用試験資格加点実施要領の一部改正について 平成26年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験合格者の決定について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第20号 議第21号 報告事項 その他	平成26年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 平成26年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験の実施について (1)平成26年第1号不服申立事案に係る答弁書等の受理について ・給与制度の総合的見直しについて(措置事項案) ・岡山県職員A採用試験の見直しについて(第一次面接実施内容) ・委員視察について
7/8 (火)	5	議第22号 議第23号 議第24号 議第25号 議第26号 報告事項 その他	勤務条件に関する措置要求の受理について 平成26年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成26年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成26年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について 平成26年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について (1)平成26年第1号不服申立事案に係る反論書の受理について (2)解雇予告除外認定について (3)全国人事委員会連合会総会の概要 (4)平成26年職種別民間給与実態調査の実施状況について (5)岡山県職員共闘会議からの要請書受取の概要 (6)岡山県公務共闘委員会からの要請書受取の概要 (7)平成26年度岡山県職員A採用試験第一次試験における出題誤りについて ・地方公務員法の一部改正について ・委員視察について
7/29 (火)	6	議第27号 議第28号 議第29号 議第30号 報告事項	不服申立ての受理について 職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成26年度第1回岡山県警察官A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成26年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の実施について (1)平成26年第1号不服申立事案に係る証拠調申請書の受理について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		その他	(2) 平成26年第1号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について (3) 平成26年第1号措置要求事案に係る意見書の受理等について ・岡山県職員A採用試験第二次試験の実施について
8/11 (月)	7	議第31号 報告事項 その他	本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について (1) 平成26年第2号不服申立事案に係る答弁書等の受理について (2) 平成26年第1号措置要求事案に係る反論書の受理について ・岡山県職員A採用試験第二次試験の実施について
8/26 (火)	8	議第32号 議第33号 報告事項	本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 平成26年第1号不服申立事案に係る再反論書等の受理について
9/2 (火)	9	議第34号 議第35号 議第36号 議第37号 議第38号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成26年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成26年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成26年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験問題の決定について 平成26年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験第一次試験問題の決定について (1) 平成26年第2号不服申立事案に係る反論書等の受理について (2) 平成26年第3号不服申立事案に係る答弁書等の受理について (3) 全国人事委員会事務局長会議の概要について (4) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について (5) 岡山県職員共闘会議からの要請書受取の概要について
9/9 (火)	10	議第39号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要について
9/16 (火)	11	議第40号	条例案に対する人事委員会の意見について (岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第41号 議第42号 議第43号	管理職手当に関する規則の一部改正について 職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成26年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の試験問題の決定について
9/19 (金)	12	議第44号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について (2) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について
9/25 (木)	13	議第45号 議第46号 報告事項	平成26年第1号措置要求事案に係る判定書(案)について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 平成26年第3号不服申立事案に係る反論書等の受理について (2) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議及び岡山県労働組合会議からの要請書受取の概要について
9/30 (火)	14	議第47号 議第48号 報告事項	平成26年第1号措置要求事案に係る判定書(案)について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県職員共闘会議との委員会見の概要について
10/14 (火)	15	議第49号 議第50号 議第51号 議第52号 議第53号 議第54号 議第55号 報告事項	委員長の選任について 委員長職務代理者の指定について 労働基準監督機関の職権に係る人事委員会委員への委任について 不服申立ての受理について 平成26年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験合格者の決定について 平成26年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験第一次試験合格者の決定について 平成26年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験作文試験の課題の決定について (1) 平成26年第2号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について (2) 平成26年度(上半期)苦情相談の処理状況について (3) 都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
10/28 (火)	16	議第56号 議第57号 報告事項	不服申立ての受理について 平成26年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験第一次試験合格者の決定について (1) 平成26年第1号不服申立事案に係る求釈明について (2) 平成26年第2号不服申立事案に係る上申書の受理について (3) 平成26年第3号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について (4) 都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について (5) 公益社団法人岡山県獣医師会及び公益社団法人日本獣医師会から提出があった要請書について
11/18 (火)	17	議第58号 議第59号 議第60号 議第61号 報告事項	不服申立ての受理について 勤労手当の成績率等に関する協議及び回答について 職務の級の分類の承認について 平成26年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (1) 平成26年第1号不服申立事案に係る釈明書等の受理及び人証による証拠調申請等について (2) 平成26年第4号不服申立事案に係る答弁書等の受理について (3) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る答弁書提出期限の延期について (4) 平成25年第2号不服申立事案に係る求釈明について (5) 平成26年第2号不服申立事案に係る求釈明について
12/2 (火)	18	議第62号 議第63号 報告事項	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 平成26年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (1) 平成26年第4号不服申立事案に係る反論書等の受理について (2) 平成25年第2号不服申立事案に係る釈明書の受理について (3) 平成25年第2号不服申立事案に係る人証による証拠調申請について (4) 平成26年第2号不服申立事案に係る人証による証拠調申請について (5) 平成26年第1号不服申立事案に係る書証認否書等の受理について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
12/9 (火)	19	議第64号 議第65号 議第66号 議第67号 議第68号 報告事項	平成26年第3号不服申立事案に係る裁決書(案)について 条例案に対する人事委員会の意見について (岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例) 岡山県職員給与条例等の改正等に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について 勤勉手当の成績率等に関する再協議及び回答について 平成26年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験に係る最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について (1)平成25年第2号不服申立事案に係る釈明書等の受理について (2)平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る答弁書等の受理について (3)平成26年第7号不服申立事案に係る答弁書等の受理について
1/13 (火)	20	議第69号 報告事項 その他	平成26年第3号不服申立事案に係る裁決書(案)について (1)平成25年第2号不服申立事案に係る証拠調申請書の受理について (2)平成26年第1号不服申立事案に係る尋問事項及び求釈明について (3)平成26年第2号不服申立事案に係る釈明書等及び再反論書の受理について (4)平成26年第4号不服申立事案に係る再答弁書の受理について (5)平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る求釈明書及び釈明書の受理について (6)平成26年第7号不服申立事案に係る反論書の受理について (7)岡山県教職員組合からの要請書受取の概要について ・「岡山県・岡山市合同職員採用説明会 in 東京」について
1/27 (火)	21	議第70号 報告事項 その他	平成26年第3号不服申立事案に係る裁決書(案)について (1)平成26年第1号不服申立事案に係る釈明書の受理について (2)平成26年第4号不服申立事案に係る再反論書等の受理について (3)平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る証拠調申請書の受理及び反論書提出期限の延期について ・採用試験の見直しについて ・岡山県職員A等 ・小・中学校事務職員 ・警察行政職員

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
2/10 (火)	22	議第71号 議第72号 議第73号 議第74号 議第75号 報告事項	平成26年第3号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成26年第1号不服申立事案に係る証人等の採否等について 職員の昇任及び採用の選考について 平成27年度岡山県職員等採用試験実施計画について 警察行政職員採用試験に係る実施基準の一部改正等について (1)平成25年第2号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について (2)平成26年第7号不服申立事案に係る再答弁書の受理について (3)平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る反論書等の受理について (4)寒冷地手当の改定に関する要望書の受理について
2/16 (月)	23	議第76号 議第77号	業務改善に伴う人事委員会規則等の一部改正について 平成27年度第1回岡山県警察官A採用試験の実施について
2/24 (火)	24	議第78号 議第79号 報告事項	平成26年第1号不服申立事案に係る口頭審理の開催について 条例案に対する人事委員会の意見について (1)平成25年第2号不服申立事案に係る再反論書の受理について (2)平成26年第4号不服申立事案に係る人証による証拠調申請等について (3)平成26年第7号不服申立事案に係る再反論書の受理について (4)自治労岡山県本部からの要求書受取の概要について
3/2 (月)	25	議第80号 議第81号 議第82号 議第83号 議第84号 議第85号 報告事項	平成26年第1号不服申立事案に係る口頭審理進行要領等について 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について」の一部改正について 岡山県職員給与条例等の改正等に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について 管理職手当に関する規則の一部改正について 寒冷地手当に関する規則等の一部改正について 職員の昇任及び採用の選考について (1)平成25年第2号不服申立事案に係る再々答弁書の受理について (2)平成26年第4号不服申立事案に係る書証認否書等の受理について (3)平成26年第7号不服申立事案に係る証拠調申請書の受理について

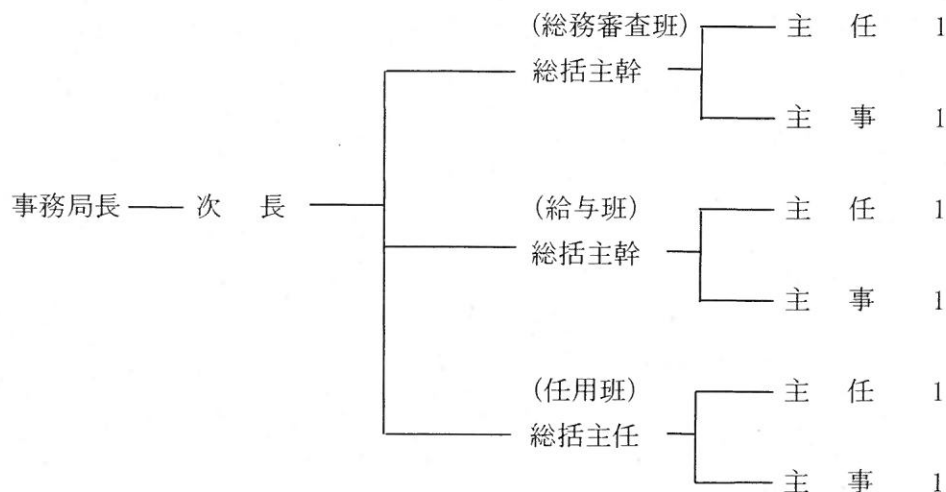
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
3/17 (火)	26	議第86号 議第87号 議第88号 議第89号 議第90号 報告事項	岡山県職員給与支給規則の一部改正について 特地勤務手当等に関する規則の一部改正について 平成26年第1号不服申立事案に係る口頭審理進行要領等について 平成26年第4号不服申立事案に係る証人等の採否等について 平成26年第7号不服申立事案に係る証拠調申請書の受理等について (1) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要 (2) 平成26年第5号及び第6号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について
3/19 (木)	27	議第91号 議第92号 議第93号 議第94号	職務の級の分類の承認について 企業職員の任用に関する職務の級について 職員の昇任及び採用の選考について 任期付職員の採用の承認について
3/23 (月)	28	議第95号 議第96号 議第97号 議第98号 議第99号 議第100号 報告事項	平成27年4月1日人事異動に伴う協議について 平成27年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 職員の昇任及び採用の選考について 職制改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 派遣職員に対する寒冷地手当の支給の承認について 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (1) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要 (2) 自己啓発等休業期間に係る退職手当の取扱いの承認について (3) 平成26年度勤務条件等実態調査について
3/30 (月)	29	議第101号 議第102号 議第103号 議第104号 議第105号 報告事項	職制改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 平成25年第2号不服申立事案に係る口頭審理の開催等について 平成26年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成26年第7号不服申立事案に係る審査の終了について 平成26年第7号不服申立事案に係る裁決書(案)について (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要

第 2 章

事務局の組織及び分掌事務等

第2章 事務局の組織及び分掌事務等

1 事務局の組織



2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 11人

人事委員会事務局の職員現員 11人

[岡山県職員定数条例第2条6号]

3 事務局の事務分掌

班	事 務 分 掌
総務 審 査 班	1 事務局の事務の総合調整に関する事
	2 人事委員会の会議及び議事に関する事
	3 事務局職員の任免その他人事に関する事
	4 事務局職員の福利厚生に関する事
	5 公印の管守並びに文書及び物件の収受・発送及び保管に関する事
	6 予算経理及び物品出納に関する事
	7 不利益処分不服申立てに関する事
	8 勤務条件に関する措置の要求に関する事
	9 分限・懲戒及び服務の手續に関する事
	10 勤務時間その他の勤務条件に関する事
	11 労働基準監督に関する事
	12 職員団体に関する事
	13 退職手当審査会に関する事
給 与 班	1 給与等に関する報告及び勧告に関する事
	2 民間給与実態調査に関する事
	3 職員給与実態調査に関する事
	4 給料表に関する事
	5 諸手当その他給与制度に関する事
	6 初任給・昇格・昇給等に関する事
	7 給与支払いの監理に関する事

任用班	1	採用試験に関すること
	2	選考に関すること
	3	臨時的任用に関すること

4 事務局職員一覧表(平成26年4月1日現在)

所 属	職 名	氏 名	備 考
	局 長	山 本 哲 也	
	次 長	大 平 謙 二	
総務審査班	総括主幹	辻 和 之	
	主 任	高 山 英 樹	
	主 事	松 島 久 美 子	
給 与 班	総括主幹	吉 田 克 己	
	主 任	渡 邊 展 久	
	主 事	神 田 聡 子	
任 用 班	総括主任	鈴 木 恵 子	
	主 任	宮 本 明 幸	
	主 事	立 石 元 太	

5 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2)のとおり

6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3)のとおり

7 平成26年度の予算の状況

(資料4)のとおり

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
13	26.6.6	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる公益的法人等の名称について、所要の改正を行う。	公布日
14	26.6.24	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係市町における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。	公布日
15	26.7.4	職員の配偶者同行休業に関する規則	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に合わせ、同条例の施行に必要な規則を制定する。	公布日
16	26.7.4	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に合わせ、所要の改正を行う。	公布日
17	26.7.4	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に合わせ、所要の改正を行う。	公布日
18	26.6.19	岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則	配偶者同行休業制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。	26.7.4
19	26.6.19	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	配偶者同行休業制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。	26.7.4
20	26.6.19	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	配偶者同行休業制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。	26.7.4
21	26.9.16	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察本部付留置施設を移管することに伴い、管理職手当を支給する職について規定する。	26.9.30
22	26.12.22	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	特別休暇(家族休暇の子育て部分)の拡充のため、所要の改正を行う。	27.1.1
23	26.12.15	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。	26.12.22
24	26.12.15	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師に係る初任給調整手当についての条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。	26.12.22
25	26.12.15	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	行政職給料表の適用を受ける医師である職員について、地域手当を支給できるよう規定する。	26.12.22
26	26.12.15	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	26.12.22
27	26.12.15	岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	26.12.22
28	26.12.15	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	26.12.22

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 布 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
1	27.3.10	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、管理職手当を支給する職について規定する。	27.4.1
2	27.3.20	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
3	27.3.20	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
4	27.3.20	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
5	27.3.20	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
6	27.3.20	平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規程による給料に関する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
7	27.3.20	号給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
8	27.3.20	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
9	27.3.20	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
10	27.3.20	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
11	27.3.20	義務教育等教員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
12	27.3.20	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
13	27.3.20	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
14	27.3.20	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
15	27.3.20	岡山県教育委員会教育長の期末手当の減額に関する規則を廃止する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
16	27.3.20	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直し等による岡山県職員給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
17	27.3.31	岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則	時間外手当に係る割増賃金の算定基礎となる手当の改正を行う。	27.4.1
18	27.3.31	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	蒜山高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
19	27.3.31	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1
20	27.3.31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃等に伴い、所要の改正を行う。	27.4.1

(資料3)

条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

年月日	条 例 案	意 見
26.6.9	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (第2条及び第3条を除く。)	異議なし
26.6.9	職員の配偶者同行休業に関する条例	異議なし
26.9.16	岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する 条例	異議なし
26.12.9	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	適当である
27.2.24	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (企業職員に適用される部分を除く。)	一部に勧告の内容と異なる部分があるが、 諸般の事情を勘案すれば、やむを得ないも のと考ええる。
	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議なし
	地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの一般地方 独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条 例 (特定地方独立行政法人に関する部分を除く。)	異議なし
	岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する 条例	異議なし
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (一般職員に適用される部分に限る。)	異議なし

(資料4)

平成26年度の予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位:千円)

分類	事項名	平成25年度 予算額	財源内訳		平成26年度 予算額	財源内訳		対前年比 (%)	説 明
			特定	一般		特定	一般		
D	人事委員会費	7,509		7,509	7,440		7,440	99.1	委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長:日額 35,000円(条例単価) 月額 45,000円(条例単価) 委員:日額 30,000円(条例単価) 月額 35,000円(条例単価)
D	人事委員会事務局 運営費	14,444	468	13,976	14,881	466	14,415	103.0	人事委員会事務局運営費 14,415 受託公平委員会事務費 466 10市12町村38一部事務組合に係る 公平委員会の受託事務費(年額) 市 30千円/年 町村 9千円/年 (職員数100人以上) 町村 6千円/年 (職員数100人未満) 一部事務組合 2千円/年
D	人事委員会事務局 職員費	91,614		91,614	92,443		92,443	100.9	人件費 11名分
	基準行政運営費 (事務局合計)	113,567	468	113,099	114,764	466	114,298	101.1	

第 3 章

任用関係業務

第3章 任用関係業務

1 採用試験

(1) 実施日程

試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験日 試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県職員A採用試験	4月22日	4月30日 ～ 5月22日	6月22日 岡山大学 明治学院大学	7月31日 8月1日 4日 ～ 8月19日 ～ 8月22日	9月3日
岡山県職員B採用試験	7月10日	7月31日 ～ 8月20日	9月28日 岡山大学	10月31日 11月1日 ～ 11月3日	11月19日
市町村立小・中学校事務職員採用試験	8月26日	8月26日 ～ 9月26日	10月19日 岡山県自治研修所	11月15日	12月3日
身体障害者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員採用試験	3月12日	3月12日 ～ 4月14日	5月11日 岡山朝日高校 5月10日、17日 岡山県警察学校	7月12日 ～ 7月16日	7月30日
	警察官A (男性・女性) (平成26年10月採用) 警察官A (男性・女性)	4月22日	6月22日 岡山大学	8月14日	9月3日
岡山県警察官等採用試験	7月10日	7月10日 ～ 8月20日	9月21日 岡山大学 9月20日、27日 岡山県警察学校	11月21日 ～ 11月24日	12月10日
	警察行政職員A 警察官A (男性・女性) 警察官B (男性・女性)	7月10日	9月21日 岡山大学	11月21日 ～ 11月24日	12月10日
警察行政職員B 警察行政職員 (身体障害者対象)	8月26日	8月26日 ～ 9月26日	10月19日 岡山県自治研修所	11月15日	12月3日

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
県職員	<p>＜職員A＞ 衛生、農業土木、行政、化学、土木、林業、畜産、電気</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験一式 ・ 専門試験一式 ・ 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 ・ 口述試験
	<p>＜職員B＞ 事務、土木</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験一式 ・ 専門試験一式 ・ 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 ・ 口述試験
員等	<p>A 市町村立小・中学校 事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験一式 ・ 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 ・ 口述試験
	<p>B 身体障害者を対象とした ・ 県職員立小・中学校事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験一式 ・ 適性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 ・ 口述試験
警察官等	<p>A 警察官(男性)採用 平成26年10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験一式 ・ 論文試験 ・ 適性検査 ・ 身体検査 ・ 資格加算点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口述試験 ・ 身体検査2
	<p>A 警察官(女性)採用 平成26年10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
警察官(男性)	昭和56年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者...①	<ul style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 論文試験 適性試験 身体検査 資格検査 2時間 1時間30分 3時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 口述試験 身体検査
警察官(女性)	同上	同上	同上
警察官(男性)	昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者...①	<ul style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 論文試験 適性試験 身体検査 資格検査 2時間 1時間 3時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 口述試験 身体検査
警察官(女性)	同上	同上	同上
警察行政職員A	昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者...①	<ul style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 論文試験 適性試験 2時間30分 1時間30分	口述試験
警察行政職員B	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者...①	<ul style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 論文試験 適性試験 2時間 1時間	口述試験
警察行政職員(身体障害者対象)	<ul style="list-style-type: none"> 自力で通勤ができ、次に掲げる全ての要件を満たす者 ①昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者...① ②身体障害者手帳の交付を受けている者 ③活字印刷文による出題に対応できる者 	<ul style="list-style-type: none"> 教養試験 択一式試験 論文試験 適性試験 2時間 1時間	口述試験

(3) 特徴と申込を受けた者、また、新たに警察官に就任した者については、前年比約6%増、県職員Bについては約13%増であった。

ア 警察官の確保は、警察官の確保に力をつけて、採用説明会を開催した。(5月、8月)するとともに、職種別の説明会等を開催した(1～3月)。

イ 新たに警察官に就任した者(東京)でも説明会を開催した。(3月・岡山市と合同)

(4) 平成26年度試験概要
① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用	申込者	受験者	受験率	第一次	第二次	最終	競争率	採用者
		予定者 (人)	(人)	(人)	(%)	合格者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	受験者・最終合格者 (倍)	(人)
県職員A 公示 4月22日 一次 6月22日 一次合格発表: 7月9日 二次 7月31日 8月1日~4日 8月19日~22日 二次合格発表: 9月3日	行政	38	(155) 426	(106) 288	67.6	(30) 114	(24) 99	(17) 46	6.3	(10) 35
	化学	3	(5) 34	(1) 22	64.7	9	8	3	7.3	3
	衛生	3	(10) 15	(9) 11	73.3	(8) 9	(7) 8	(3) 3	3.7	(3) 3
	農業	7	(14) 39	(9) 29	74.4	(6) 21	(5) 20	(2) 8	3.6	(2) 8
	土木	5	(1) 19	(1) 12	63.2	(1) 11	8	5	2.4	4
	農業土木	3	(2) 8	(2) 7	87.5	(2) 7	(1) 4	(1) 3	2.3	(1) 2
	畜産	1	(5) 5	(4) 4	80.0	(4) 4	(4) 4	(1) 1	4.0	(1) 1
	林業	2	(1) 10	6	60.0	5	4	2	3.0	2
	建築	2	(4) 11	(3) 10	90.9	(2) 7	(2) 7	(1) 2	5.0	(1) 2
	電気	1	14	11	78.6	4	3	2	5.5	2
	計	65	(197) 581	(135) 400	740	(53) 191	(43) 165	(25) 75	43	(18) 62
	県職員B 公示 7月10日 一次 9月28日 一次合格発表: 10月15日 二次 10月31日、11月1日~3日 二次合格発表: 11月19日	事務	9	(25) 60	(22) 53	88.3	(10) 28	(9) 27	(4) 9	5.9
土木		1	8	6	75.0	2	1	1	6.0	0
計		10	(25) 68	(22) 59	86.8	(10) 30	(9) 28	(4) 10	5.9	(2) 6
市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)	A	12	(168) 301	(102) 200	66.4	(16) 38	(11) 29	(8) 15	13.3	(7) 12
	B	11	(31) 56	(28) 50	89.3	(20) 33	(17) 30	(10) 15	3.3	(6) 11
	計	23	(199) 357	(130) 250	70.0	(36) 71	(28) 59	(18) 30	8.3	(13) 23
身体障害者対象 公示 8月26日 一次 10月19日 一次合格発表: 10月29日 二次 11月15日 二次合格発表: 12月3日	県職員(事務)	5	(1) 11	(1) 11	100.0	(1) 10	(1) 10	5	2.2	4
	小・中学校事務	2	(1) 11	(1) 11	100.0	(1) 10	(1) 10	(1) 2	5.5	(1) 2
	計	7	(1) 11	(1) 11	100.0	(1) 10	(1) 10	(1) 7	1.6	(1) 6
県職員等合計		105	(422) 1,017	(288) 720	70.8	(100) 302	(81) 262	(48) 122	5.9	(34) 97

注: () は、女性で内数 身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

②(警察関係)

試験名	試験区分	採用申込者		受験者 (人)	受験率 (%)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 <small>受験者 最終合格者</small> (倍)	採用者 (人)	
		予定者 (人)	(人)								
第1回警察官 公示 3月12日 一次 5月11日 5月10,17日 一次合格発表: 6月11日 二次 7月12日~16日 二次合格発表: 7月30日	警察官A (男性)10月	26	129	87	67.4	69	64	18	4.8	17	
	警察官A (女性)10月	4	35	18	51.4	14	13	5	3.6	4	
	小計	30	164	105	64.0	83	77	23	4.6	21	
	警察官A (男性)4月	46	375	254	67.7	211	189	73	3.5	47	
	警察官A (女性)4月	8	117	75	64.1	45	35	15	5.0	13	
	小計	54	492	329	66.9	256	224	88	3.7	60	
	計	84	(152)	(93)		(59)	(48)	(20)		(17)	
			84	656	434	66.2	339	301	111	3.9	81
	警察行政職員A 公示 4月22日 一次 6月22日 一次合格発表: 7月9日 二次 8月14日 二次合格発表: 9月3日	警察行政 職員A	8	(213)	(137)	63.2	(34)	(30)	(7)	25.6	(7)
				405	256		51	43	10		9
第2回警察官 警察行政職員B 公示 7月10日 一次 9月21日 9月20,27日 一次合格発表: 10月15日 二次 11月21日~24日 二次合格発表: 12月10日	警察官A (男性)	24	284	170	59.9	98	87	26	6.5	26	
	警察官A (女性)	5	66	43	65.2	27	23	7	6.1	7	
	小計	29	350	213	60.9	125	110	33	6.5	33	
	警察官B (男性)	37	302	224	74.2	147	138	44	5.1	38	
	警察官B (女性)	7	83	55	66.3	38	37	12	4.6	11	
	小計	44	385	279	72.5	185	175	56	5.0	49	
	警察行政 職員B	2	(35)	(25)	78.2	(7)	(6)	(2)	21.5	(2)	
	計	75	(184)	(123)		(72)	(66)	(21)		(20)	
		75	790	535	67.7	324	295	91	5.9	84	
身体障害者対象 (県職員等と同じ)	警察行政 職員	1	(1)	(1)	100.0	(1)	(1)	(1)	2.0	0	
警察官計	警察官A	(17)	(218)	(136)		(86)	(71)	(27)		(24)	
		113	1,006	647	64.3	464	411	144	4.5	114	
	警察官B	(7)	(83)	(55)		(38)	(37)	(12)		(11)	
	44	385	279	72.5	185	175	56	5.0	49		
	合計	(24)	(301)	(191)		(124)	(108)	(39)		(35)	
		157	1,391	926	66.6	649	586	200	4.6	163	
その他警察職員計		11	(249)	(163)	65.2	(42)	(37)	(10)	23.2	(9)	
			462	301		67	55	13		11	
警察合計		168	(550)	(354)	66.2	(166)	(145)	(49)	5.8	(44)	
			1,853	1,227		716	641	213		174	

注: () 内は、女性で内数

(5) 採用試験実施結果一覧

試験名	試験区分	24年度				25年度				26年度			
		申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者
県職員A	行政	(167) 445	(99) 282	(11) 34	(8) 29	(153) 404	(98) 276	(7) 30	(6) 24	(155) 426	(106) 288	(17) 46	(10) 35
	化学	(9) 44	(5) 27	(0) 3	(0) 3	(5) 32	(2) 21	(0) 2	(0) 1	(5) 34	(1) 22	(0) 3	(0) 3
	衛生	(10) 15	(6) 11	(3) 4	(2) 3	-	-	-	-	(10) 15	(9) 11	(3) 3	(3) 3
	農業	-	-	-	-	(13) 32	(9) 24	(1) 2	(1) 1	(14) 39	(9) 29	(2) 8	(2) 8
	土木	(5) 36	(2) 21	(1) 7	(1) 7	(8) 39	(3) 20	(3) 9	(2) 7	(1) 19	(1) 12	(0) 5	(0) 4
	農業土木	(1) 4	(0) 3	(0) 1	(0) 1	(2) 9	(0) 5	(0) 2	(0) 2	(2) 8	(2) 7	(1) 3	(1) 2
	畜産	(5) 13	(3) 7	(1) 2	(1) 2	-	-	-	-	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(1) 1
	林業	(2) 4	(2) 4	(0) 1	(0) 1	(2) 6	(2) 6	(1) 3	(1) 3	(1) 10	(0) 6	(0) 2	(0) 2
	建築	(2) 9	(2) 6	(1) 2	(1) 2	(1) 7	(1) 5	(0) 2	(0) 2	(4) 11	(3) 10	(1) 2	(1) 2
	電気	(1) 20	(1) 14	(0) 2	(0) 2	(0) 17	(0) 13	(0) 3	(0) 3	(0) 14	(0) 11	(0) 2	(0) 2
	土木(追加)	-	-	-	-	(3) 55	(1) 40	(0) 7	(0) 7				
	計	(202) 590	(120) 375	(17) 56	(13) 50	(184) 546	(115) 370	(12) 53	(10) 43	(197) 581	(135) 400	(25) 75	(18) 62
県職員B	事務	(27) 66	(20) 54	(3) 8	(3) 8	(21) 60	(18) 50	(5) 7	(5) 7	(25) 60	(22) 53	(4) 9	(2) 6
	土木	-	-	-	-	-	-	-	-	(0) 8	(0) 6	(0) 1	(0) -
	小計	(27) 66	(20) 54	(3) 8	(3) 8	(21) 60	(18) 50	(5) 7	(5) 7	(25) 68	(22) 59	(4) 10	(2) 6
小・中学校事務	小・中学校事務職員A	(187) 343	(127) 233	(10) 16	(8) 13	(174) 357	(122) 246	(10) 17	(7) 12	(168) 301	(102) 200	(8) 15	(7) 12
	小・中学校事務職員B	(50) 101	(39) 83	(11) 16	(10) 14	(37) 92	(29) 80	(7) 15	(7) 11	(31) 56	(28) 50	(10) 15	(6) 11
	小計	(237) 444	(166) 316	(21) 32	(18) 27	(211) 449	(151) 326	(17) 32	(14) 23	(199) 357	(130) 250	(18) 30	(13) 23
身体障害者対象	事務	(5) 19	(5) 18	(1) 4	(1) 3	(4) 16	(4) 14	(3) 4	(2) 3	(1) 11	(1) 11	(0) 5	(0) 4
	小・中学校事務職員	-	-	-	-	(4) 15	(4) 13	(0) 2	(0) 2	(1) 11	(1) 11	(1) 2	(1) 2
	小計	(5) 19	(5) 18	(1) 4	(1) 3	(4) 16	(4) 14	(3) 6	(2) 5	(1) 11	(1) 11	(1) 7	(1) 6
県職員等合計	(471) 1,119	(311) 763	(42) 100	(35) 88	(420) 1,071	(288) 760	(37) 98	(31) 78	(422) 1,017	(288) 720	(48) 122	(34) 97	

※ () は女性で内数

※身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

試験名	試験区分	24年度				25年度				26年度				
		申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	
警察官	警察官(男性) 10月採用	A	192	149	32	30	156	113	28	26	129	87	18	17
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官(女性) 10月採用	A	35	15	4	4	31	19	6	4	35	18	5	4
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官(男性) 4月採用	A①	488	348	76	49	417	277	71	49	375	254	73	47
		A②	341	217	31	26	263	171	30	27	284	170	26	26
		B	265	196	36	32	311	219	32	29	302	224	44	33
	警察官(女性) 4月採用	A①	156	88	11	7	126	76	15	12	117	75	15	13
		A②	105	57	10	9	62	29	7	7	66	43	7	7
		B	91	58	6	5	75	52	9	8	83	55	12	11
	計		(387) 1,673	(218) 1,128	(31) 206	(25) 162	(294) 1,441	(176) 956	(37) 198	(31) 162	(301) 1,391	(191) 926	(39) 200	(35) 158
	警察行政職員	警察行政A	(306) 608	(221) 426	(6) 8	(5) 6	(245) 435	(173) 313	(20) 21	(18) 19	(213) 405	(137) 256	(7) 10	(7) 9
		警察行政B	-	-	-	-	(51) 78	(41) 62	(1) 3	(1) 3	(35) 55	(25) 43	(2) 2	(2) 2
		身体障害者	(0) 2	(0) 2	(0) 1	(0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		(306) 610	(221) 428	(6) 9	(5) 7	(296) 513	(214) 375	(21) 24	(19) 22	(248) 460	(162) 299	(9) 12	(9) 11	
巡交視員通	交通巡視員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
警察官等合計		(693) 2,283	(439) 1,556	(37) 215	(30) 169	(590) 1,954	(390) 1,331	(58) 222	(50) 184	(549) 1,851	(353) 1,225	(48) 212	(44) 169	

※ () は女性で内数

2 採用及び昇任の選考結果

給料表	任用級	採用							合計	昇任							合計											
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他	知事		教育	警察	企業局	議会	その他														
行政職	9	1															10								10			
	8																	18	1	1						20		
	7		1															35	5	1	1					42		
	6	1	7															76	17	10		2				105		
	5	3			1													143	18	13	2					176		
	4		2		1													159	24	16			1			200		
	3	2	10		1													46	11	23	2					82		
	2	1	1															32	11	14	4					61		
	1	46	2		1																						49	
研究職	5																										2	
	4																										4	
	3																										4	
	2	2																3			1						4	
	1	2			1																						3	
医療職 (一)	4																										2	
	3																											2
	2																											2
	1	3																									3	
医療職 (二)	7																											2
	6																											1
	5																											9
	4																											2
	3	1																										9
	2	7	2																									1
	1																											9
医療職 (三)	6																											2
	5																											2
	4																											1
	3																											4
	2	3			1																							4
	1																											4
公安職	9																											8
	8				1																							10
	7				9																							9
	6				8																							8
	5				3																							3
	4				7																							7
	3				10																							10
	2				6																							6
1				2																							2	
合計		72	25	52														557	88	112	9	3					769	

第 4 章

給 与 関 係 業 務

第4章 給与関係業務

1 職員給与の実態

平成26年4月1日現在における一般職の職員（現業職員、企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。

その結果は、次のとおりである。

(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人 22,756	13,815	8,941	19,469	904	2,372	11
	構成比	% 100.0	60.7	39.3	85.6	4.0	10.4	0.0
行政職	職員数	人 5,016	3,509	1,507	3,435	389	1,182	10
	構成比	% 22.0	70.0	30.0	68.5	7.8	23.6	0.2
公安職	職員数	人 3,501	3,193	308	2,235	165	1,100	1
	構成比	% 15.4	91.2	8.8	63.8	4.7	31.4	0.0
教育職(一)	職員数	人 4,041	2,465	1,576	3,859	93	89	-
	構成比	% 17.8	61.0	39.0	95.5	2.3	2.2	-
教育職(二)	職員数	人 42	23	19	42	-	-	-
	構成比	% 0.2	54.8	45.2	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	人 9,630	4,335	5,295	9,411	219	-	-
	構成比	% 42.3	45.0	55.0	97.7	2.3	-	-
研究職	職員数	人 218	194	24	215	2	1	-
	構成比	% 1.0	89.0	11.0	98.6	0.9	0.5	-
医療職(一)	職員数	人 21	17	4	21	-	-	-
	構成比	% 0.1	81.0	19.0	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人 190	78	112	162	28	-	-
	構成比	% 0.8	41.1	58.9	85.3	14.7	-	-
医療職(三)	職員数	人 97	1	96	89	8	-	-
	構成比	% 0.4	1.0	99.0	91.8	8.2	-	-

注1：再任用職員、任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,756	42.9	20.4	354,966	9,627	4,636	369,229
行 政 職	5,016	43.3	21.0	339,139	11,155	6,285	356,579
公 安 職	3,501	38.2	16.8	320,461	12,847	5,622	338,930
教 育 職 (一)	4,041	45.0	21.9	382,967	10,376	4,436	397,779
教 育 職 (二)	42	42.5	19.3	370,598	9,262	5,828	385,688
小 中 教 育 職	9,630	43.6	20.7	363,975	7,377	3,373	374,725
研 究 職	218	43.8	19.3	360,942	13,053	5,208	379,203
医 療 職 (一)	21	43.6	15.5	440,862	12,310	73,913	527,085
医 療 職 (二)	190	43.4	19.1	335,850	7,308	3,754	346,912
医 療 職 (三)	97	43.3	20.4	356,529	2,964	2,475	361,968

注：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

(1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した846の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		242	93	102	47
農 業 , 林 業 , 漁 業		1	0	1	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		18	8	9	1
製 造 業		99	31	45	23
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		51	28	14	9
卸 売 業 , 小 売 業		22	5	12	5
金 融 業 , 保 険 業, 不動産業, 物品賃貸業		14	8	5	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		37	13	16	8

(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴	円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	186,743	193,466	182,269	177,858
	短 大 卒	168,268	171,214	166,011	162,179
	高 校 卒	155,885	160,168	154,965	144,884
新 卒 技 術 者	大 学 卒	192,550	199,942	189,556	185,209
	短 大 卒	173,755	172,232	176,984	166,038
	高 校 卒	158,884	159,857	159,600	153,457

新卒事務員 及び 新卒技術者	大学卒	188,768	195,369	185,061	180,789
	短大卒	170,340	171,588	170,156	163,881
	高校卒	157,145	160,045	156,989	148,626

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況
ア 家族手当

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に対する家族手当の支給状況			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない		
80.6	(95.0)	[3.8]	[96.2]	(5.0)	19.4

注1：()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

注2：[]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額	
	岡山県	全国
配偶者	13,185円	14,347円
配偶者と子1人	19,429円	20,481円
配偶者と子2人	24,972円	26,013円

注：家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

イ 通勤手当

その1 通勤手当制度の状況

(単位：%)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
98.5	(8.6)	(72.5)	(0.8)	(18.1)	1.5

注：支給形態の()内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 民間における支給状況

(単位：円)

距離段階別定額制における支給月額							
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,011	6,949	13,125	18,569	22,908	26,057	28,192

ウ 異なる地域に事業所が所在する場合の給与

(単位：%)

給与の支給額 が異なる	給与種目(複数回答)				給与の支給額 が同じ
	基本給	地域(都市)手当	住宅手当	その他	
59.0	3.8	44.5	20.6	1.5	41.0

注：事業所が異なる都道府県に所在する企業を100とした割合である。

エ 単身赴任手当

支給の有無	事業所割合
支給する	92.6 %
支給しない	7.4 %
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	35,633 円

注：事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

オ 単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1~11回	12回	13~23回	24回	25回以上	平均	
69.3%	(23.7%)	(55.5%)	(3.1%)	(16.4%)	(1.3%)	12.5回	30.7%

注1：単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

注2：年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

カ 特別給（賞与及び臨時給与）

項 目	区 分	岡 山 県		
		全 国		
		岡 山 県	事 務 ・ 技 術 等 従 業 員	技 能 ・ 労 務 等 従 業 員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	323,085 円	383,090 円	283,658 円
	上 半 期 (A 2)	323,188 円	385,355 円	286,711 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	643,570 円	764,578 円	496,431 円
	上 半 期 (B 2)	685,567 円	822,244 円	520,356 円
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)	1.99 月分	2.00 月	1.75 月
	上 半 期 (B 2 / A 2)	2.12 月分	2.13 月	1.81 月
	年 間 計	4.11 月分	4.12 月分	

注：下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは平成26年2月から同年7月までの期間をいう。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成26年10月10日、県会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
372,862円	372,258円	604円 (0.16%)

注：民間給与、職員給与ともに、平成26年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 報告（むすび）

ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

本年の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、世代間の給与配分の見直しの観点に立ち、若年層へ重点的に配分する改定を行いつつ、50歳台後半層における民間給与との水準の差等を踏まえ、2級以上の級の高位号給については、改定を行わないこととする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行わないこととする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(ウ) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、職員の通勤実態や人事院勧告等を考慮し、改定する必要がある。

(エ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、平成27年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、2.15月分とすることとし、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、年間の支給月数を0.15月分引き上げ、3.10月分とすることとする。それぞれの引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

(オ) 寒冷地手当

寒冷地手当については、新たな気象データに基づく国家公務員の寒冷地手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。

なお、改定の時期は、平成27年4月1日から実施することとし、支給地域の改定に伴い、改定日の前日から支給地域から除外される地域に引き続き勤務している職員等に対しては、所要の経過措置を講ずることとする。

(カ) 降任時の給料

本県の給与制度においては、降任により下位の職務の級へ降格となった場合、降格前と同額又は直近下位の号給になり、降任に伴い職務の級が下がるにもかかわらず、給料は、ほぼ変わらない制度となっている。

今般、地方公務員法が改正され、職員には、より一層公務能率の維持及びその適正な運営の確保、規律と公務遂行の秩序の維持が求められている。このような中で、県民の納得と理解を得て、能力及び実績に基づく本県の人事管理を更に徹底していくためには、給料上においても降任の効果が適正に反映されるよう、分限処分としての降給（降格、降号）を導入する必要がある。今後、他の都道府県の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、検討を進めることとする。

イ 給与制度の総合的見直し

給与制度の総合的見直しについては、昨年、本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としていところであり、今後、国の動向を注視しつつ、他の都道府県の状況等も踏まえながら、必要な対応について検討を進めることとしていた。

人事院は、近年、職員構成の高年齢化が顕著となってきていること、50歳台後半層については、国家公務員給与が民間給与を上回っている状況にあること、更に、今後、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、雇用と年金の接続を図ることが求められていること等を踏まえ、給与カーブの見直し等が必要であるとして、本年8月、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを行うよう勧告した。

本県職員の給与は、水準は地域の民間に準拠しつつ、制度は国に準じた内容としてきたところであるが、50歳台後半層における地域民間給与との水準の差があり、また、雇用と年金の接続を図るとい重要な課題がある。このため本県においても、若年層における水準等も見据えた全体的な世代間の給与配分の検討等を行うことが必要である。

このような状況に加え、このたびの人事院の給与制度の総合的見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、本委員会としては、給与制度の総合的見直しに取り組むこととし、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 新たな給料表

給与制度の総合的見直しにおける給料表の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、国の俸給表の構造を基本としながら、1級の全号給及び2級の初号付近の号給については、人材確保への影響等を考慮して引下げを行わず、2級以上の級の高位号給については、50歳台後半層における公民の給与差等を考慮して最大で4%程度引き下げる。その結果、同給料表の水準は、平均1.7%の引下げとなる。その際、40歳台や50歳台前半層の職員に対して勤務成績

に応じた昇給機会を確保する観点から、5級及び6級について、8号給の増設を行う。再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた引下げ改定を行う。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととするが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、行政職給料表と同様の観点から、公安職給料表6級及び7級、教育職給料表(一)2級、教育職給料表(二)2級並びに小学校・中学校教育職員給料表2級について、8号給の増設を行うこととする。再任用職員の給料月額については、行政職給料表の改定に準じた引下げ改定を行う。

新たな給料表の改定については、平成27年4月1日から実施することとする。

(イ) 地域手当

地域手当については、国家公務員の地域手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。

また、地域手当の支給割合については、国家公務員に対する取扱いに準じて、平成30年3月31日までの間は、級地の区分ごとに暫定的な支給割合とすることとし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の支給割合は、別表第3のとおりとする。

(ウ) 単身赴任手当

単身赴任手当については、単身赴任に伴い生じている職員の経済的負担の実情等を考慮し、国家公務員の単身赴任手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。

単身赴任手当の基礎額について7,000円引き上げ、加算額の限度を25,000円引き上げる。また、遠距離異動に伴う職員の経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設し、交通距離の最長の区分を2,500km以上とする。

なお、平成27年4月1日から適用する基礎額は、26,000円とする。

(エ) 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、災害への対処等のため、管理職手当の支給を受ける職員がやむを得ず平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態を考慮し、国家公務員の管理職員特別勤務手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。

管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合には、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額の管理職員特別勤務手当を支給することとする。

(オ) 昇給・昇格制度

昇給・昇格制度については、昨年、全体的な世代間の給与配分として検討する必要があると考えられることなどから、引き続き他の都道府県の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、更に検討を進めることとしていたところであるが、本県の職員給与と県内の民間賃金の状況を見ると、50歳台後半層における給与水準の差があり、世代間の給与配分を適正化する観点から、今後の50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制する取組が必要であると判断した。

また、既に約半数の都道府県において改正されているところであり、本県においても、昇給・昇格制度の改正を行うこととする。

昇給制度については、55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員について、標準以下の勤務成績では昇給しないこととし(現行は良好の場合2号給、やや良好でない場合1号給の昇給)、特に良好の場合には1号給(現行は3号給)、極めて良好の場合には2号給以上(現行は4号給以上)の昇給に、それぞれ抑制するよう改正を行うこととする。

昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則に定める昇格時号給対応表の改正を行うこととする。

なお、昇給・昇格制度の見直しは、給与制度の総合的見直しと一体的に行う必要があると考えられることから、平成27年4月1日から実施することとする。

(カ) 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置

給与制度の総合的見直しにおける給料表の水準の引下げに際しては、職員の生活への影響を考慮して、激変を緩和するため3年間の経過措置を講ずる必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本年の勧告は、月例給及び特別給が3年ぶりの引上げ改定となったものの、給与制度を総合的に見直した結果、職員の給与水準が引下げとなり、多数の職員の給与が一定期間据え置かれることとなる等、厳しいものとなったところであるが、議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	本庁部次長	課長		
7級	本庁困難課長		課長代理	支店長、工場長、部長、部次長
6級	本庁課長	課長		
5級	副参事		課長代理	課長代理
4級	主幹	係長		
3級	主任		主任	主任
2級	主事技師	主任		
1級			係員	係員

別表第3 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	支給地	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の 地域手当の支給割合
1級地 (20%)	東京都 特別区	1級地 (18%)	2	18 %
2級地 (16%)	大阪府 大阪市	2級地 (15%)	1	15
3級地 (15%)	東京都 府中市	3級地 (12%)	3	13
4級地 (12%)	—	—	—	—
5級地 (10%)	広島県 広島市	4級地 (10%)	0	10
6級地 (6%)	—	—	—	—
7級地 (3%)	岡山県 岡山市	6級地 (3%)	0	3

注1：「改定幅」は、見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

注2：医師等に係る地域手当の特例措置（見直し前15%）は、見直しにより16%（改定幅は1）となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15%である。

注3：上記以外の支給地域の級地及び支給割合については、人事委員会規則に基づき個別承認を行う。

(3) 勸告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

ア 本年の給与の改定の内容

(ア) 給料表

現行の給料表を別記1のとおり改定すること。

(イ) 初任給調整手当について

7) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を412,200円とすること。

4) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,300円とすること。

(ウ) 通勤手当について

職員の通勤実態及び国家公務員の通勤手当の改定に関する人事院勧告等を考慮して改定すること。

(エ) 期末手当及び勤勉手当について

7) 平成26年12月期の支給割合

a 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.825月分(特定幹部職員にあつては、1.025月分)とすること。

b 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.375月分(特定幹部職員にあつては、0.475月分)とすること。

c 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

4) 平成27年6月期以降の支給割合

a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分(特定幹部職員にあつては、0.95月分)とすること。

b 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分(特定幹部職員にあつては、0.45月分)とすること。

c 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

(オ) 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

イ 給与制度の総合的見直しのための改定の内容

(ア) 給料表

アの(ア)による改定後の給料表を別記2のとおり改定すること。

(イ)昇給制度について

55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、岡山県職員給与条例第4条第5項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(ウ)地域手当について

ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の15
- d 4級地 100分の12
- e 5級地 100分の10
- f 6級地 100分の6
- g 7級地 100分の3

イ) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に係る地域手当の支給割合の特例措置を、当分の間、100分の16とすること。

(エ)単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

(オ)管理職員特別勤務手当について

ア) 管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ) アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

ウ 改定の実施時期等

(ア)改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、アの(エ)のア)については平成26年12月1日から、アの(エ)のイ)及び(オ)、イ並びにウの(イ)、(ウ)及

び(エ)については平成27年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置

イによる改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける切替日以降の給料表に定める給料月額が切替日の前日において受けていた給料表に定める給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

平成18年度給与構造改革に伴う経過措置による給料の額については、切替日以降も切替日前と同様に支給すること。

(ウ) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、イの(ウ)の7)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、イの(ウ)のイ)中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(エ) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、イの(エ)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

4 勧告実施の状況

昇給制度については、平成27年4月1日から、55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、岡山県職員給与条例第4条第5項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする勧告を行ったが、当局と組合との交渉の結果、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合、1号給昇給することで妥結し、条例改正が行われた。

経過措置については、3の(3)のイによる改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける切替日以降の給料表に定める給料月額が切替日の前日において受けていた給料表に定める給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとする勧告を行ったが、当局と組合との交渉の結果、

平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することで妥結し、条例改正が行われた。(その他の勧告については、勧告どおり条例改正が行われた。)

別記1 (抄)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任職員以外の職員	1	141,800	192,300	228,800	266,900	293,300	324,700	370,100	416,700	470,300
	2	142,900	194,100	230,600	268,900	295,600	327,000	372,700	419,200	473,400
	3	144,100	195,900	232,400	270,800	297,900	329,300	375,300	421,700	476,500
	4	145,200	197,600	234,200	272,800	300,200	331,600	377,900	424,200	479,600
	5	146,400	199,200	235,900	274,800	302,300	333,900	380,100	426,500	482,600
	6	147,500	201,000	237,700	276,800	304,600	336,000	382,600	428,900	485,700
	7	148,600	202,800	239,400	278,800	306,900	338,200	385,100	431,300	488,800
	8	149,700	204,600	241,100	280,800	309,200	340,400	387,600	433,700	491,900
	9	150,800	206,200	242,800	282,700	311,400	342,600	390,200	436,000	494,800
	10	152,200	208,000	244,700	284,800	313,700	344,800	392,900	438,300	497,900
	11	153,600	209,800	246,500	286,900	316,000	347,000	395,600	440,600	500,900
	12	154,900	211,500	248,400	289,000	318,300	349,200	398,300	442,800	504,000
	13	156,200	213,100	250,100	291,100	320,500	351,200	400,800	444,900	506,900
	14	157,700	215,000	251,900	293,200	322,700	353,300	403,100	446,900	509,300
	15	159,200	216,900	253,700	295,300	324,900	355,400	405,400	448,900	511,600
	16	160,800	218,800	255,500	297,400	327,100	357,500	407,800	450,900	514,000
	17	162,200	220,400	257,100	299,400	329,200	359,400	410,100	452,900	516,400
	18	163,700	222,300	259,000	301,500	331,300	361,400	412,200	454,700	517,900
	19	165,200	224,100	260,900	303,600	333,400	363,400	414,300	456,500	519,400
	20	166,700	225,900	262,800	305,700	335,400	365,300	416,400	458,300	520,900
	21	168,100	227,600	264,700	307,800	337,500	367,400	418,500	460,100	522,100
	22	170,800	229,500	266,500	309,900	339,600	369,300	420,500	461,600	523,600
	23	173,500	231,200	268,300	312,000	341,700	371,300	422,500	463,100	525,100
	24	176,200	233,000	270,000	314,100	343,800	373,300	424,500	464,600	526,600
	25	178,900	234,500	271,800	316,000	345,400	375,300	426,500	466,000	527,900
	26	180,600	236,300	273,700	318,100	347,400	377,300	428,100	467,300	529,100
	27	182,300	238,000	275,600	320,200	349,400	379,300	429,700	468,600	530,300
	28	184,000	239,800	277,500	322,300	351,400	381,300	431,300	469,800	531,500
	29	185,500	241,200	279,300	324,300	353,200	383,300	433,000	471,000	532,700
	30	187,300	242,700	281,200	326,400	355,100	385,200	434,300	471,700	533,600
	31	189,100	244,200	283,100	328,500	357,000	387,100	435,600	472,500	534,500
	32	190,700	245,600	285,000	330,600	358,900	388,900	436,900	473,300	535,400
	33	192,300	246,900	286,700	332,200	360,800	390,700	438,200	474,100	536,200
	34	193,800	248,400	288,600	334,200	362,600	392,400	439,500	474,900	537,100
	35	195,300	249,800	290,500	336,300	364,400	394,100	440,800	475,700	538,000
	36	196,700	251,300	292,400	338,400	366,100	395,800	442,000	476,500	538,900
	37	198,000	252,600	294,100	340,300	368,000	397,400	443,200	477,300	539,800
	38	199,300	254,100	295,900	342,300	369,400	398,600	444,000	478,100	540,700
	39	200,600	255,600	297,700	344,300	370,900	399,800	444,800	478,900	541,600
	40	201,900	257,100	299,500	346,300	372,400	401,000	445,600	479,700	542,500
	41	203,100	258,300	301,300	348,200	373,900	402,100	446,400	480,500	543,400
	42	204,400	259,700	303,000	350,100	375,100	403,300	447,100	481,200	
	43	205,600	261,100	304,700	352,000	376,300	404,500	447,900	482,000	
	44	206,800	262,500	306,400	353,900	377,500	405,700	448,700	482,800	
	45	208,000	263,700	308,100	355,800	378,400	406,700	449,500	483,600	
	46	209,300	265,100	309,800	357,400	379,300	407,400	450,300		
	47	210,500	266,500	311,500	359,000	380,200	408,100	451,100		
	48	211,700	267,900	313,200	360,600	381,100	408,800	451,900		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	49	212,800	269,200	314,400	362,300	382,100	409,500	452,500		
	50	213,900	270,400	316,000	363,400	382,900	410,200	453,300		
	51	215,000	271,700	317,600	364,600	383,700	410,900	454,100		
	52	216,100	273,000	319,200	365,700	384,500	411,600	454,900		
	53	217,200	274,100	320,900	366,700	385,400	412,300	455,500		
	54	218,100	275,300	322,500	367,800	386,100	413,000	456,300		
	55	218,900	276,600	324,100	368,800	386,800	413,700	457,100		
	56	219,800	277,900	325,700	369,900	387,500	414,300	457,900		
	57	220,600	279,000	327,200	370,800	388,100	415,000	458,500		
	58	221,600	280,100	328,400	371,500	388,700	415,600	459,300		
	59	222,600	281,200	329,600	372,200	389,400	416,200	460,100		
	60	223,600	282,300	330,800	372,900	390,100	416,800	460,900		
	61	224,500	283,500	331,900	373,500	390,500	417,400	461,500		
	62	225,500	284,500	332,900	374,200	391,200	418,100			
	63	226,400	285,500	333,800	374,900	391,800	418,800			
	64	227,300	286,500	334,800	375,600	392,400	419,500			
	65	228,000	287,300	335,700	376,000	392,900	420,000			
	66	229,000	288,200	336,400	376,700	393,500	420,600			
	67	230,000	289,100	337,200	377,400	394,100	421,300			
	68	230,900	290,000	338,000	378,100	394,800	422,000			
	69	231,700	291,000	338,900	378,500	395,300	422,500			
	70	232,400	291,800	339,600	379,100	396,000	423,200			
	71	233,100	292,600	340,300	379,800	396,700	423,900			
	72	233,800	293,400	341,000	380,400	397,400	424,600			
再任 用職 員以 外の 職員	73	234,400	294,200	341,500	380,800	397,900	425,100			
	74	235,000	294,700	342,100	381,400	398,600	425,800			
	75	235,600	295,200	342,700	382,100	399,300	426,500			
	76	236,300	295,700	343,300	382,800	400,000	427,200			
	77	237,000	296,100	343,700	383,300	400,400	427,700			
	78	237,800	296,500	344,200	383,900	401,100				
	79	238,600	296,900	344,600	384,500	401,800				
	80	239,400	297,300	345,100	385,100	402,500				
	81	240,100	297,600	345,600	385,800	403,000				
	82	240,800	297,900	346,100	386,400	403,700				
	83	241,500	298,300	346,600	387,000	404,400				
	84	242,200	298,700	347,100	387,600	405,100				
	85	242,900	299,000	347,500	388,200	405,600				
	86	243,600	299,400	347,900	388,800					
	87	244,300	299,800	348,400	389,400					
	88	245,000	300,200	348,800	390,000					
	89	245,700	300,500	349,100	390,700					
	90	246,200	300,900	349,500	391,300					
91	246,700	301,300	350,000	391,900						
92	247,200	301,700	350,500	392,500						
93	247,500	301,900	350,800	393,200						
94		302,200	351,300							
95		302,600	351,800							
96		303,000	352,300							
97		303,200	352,600							
98		303,500	353,100							
99		303,900	353,600							
100		304,300	354,100							

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101		304,500	354,400						
	102		304,800	354,800						
	103		305,200	355,200						
	104		305,500	355,600						
	105		305,700	356,100						
	106		306,100	356,500						
	107		306,500	356,900						
	108		306,800	357,300						
	109		307,000	357,800						
	110		307,400	358,200						
	111		307,800	358,600						
	112		308,200	359,000						
	113		308,400	359,500						
	114		308,700							
	115		309,100							
	116		309,500							
	117		309,700							
	118		310,000							
	119		310,300							
	120		310,600							
	121		311,000							
	122		311,300							
	123		311,600							
	124		311,900							
125		312,300								
再任用職員		187,600	215,400	259,800	280,200	295,800	321,900	365,400	399,800	452,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別記2 (抄)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,800	192,300	228,700	263,100	289,800	320,600	364,900	410,600	460,900
	2	142,900	194,100	230,300	265,200	292,000	322,800	367,500	413,000	464,000
	3	144,100	195,900	231,900	267,100	294,300	325,100	370,000	415,500	467,000
	4	145,200	197,600	233,500	269,200	296,500	327,300	372,600	417,900	470,000
	5	146,400	199,200	235,100	271,100	298,500	329,600	374,700	419,800	473,000
	6	147,500	201,000	236,800	273,100	300,800	331,600	377,200	422,100	476,000
	7	148,600	202,800	238,400	275,200	303,100	333,800	379,600	424,200	479,000
	8	149,700	204,600	240,000	277,300	305,400	336,000	382,100	426,400	482,100
	9	150,800	206,200	241,600	279,400	307,500	338,100	384,600	428,400	484,800
	10	152,200	208,000	243,200	281,400	309,800	340,300	387,300	430,500	487,900
	11	153,600	209,800	244,800	283,500	312,000	342,400	389,900	432,600	490,900
	12	154,900	211,500	246,400	285,600	314,300	344,600	392,600	434,700	494,000
	13	156,200	213,100	248,000	287,600	316,500	346,600	395,000	436,400	496,700
	14	157,700	215,000	249,500	289,700	318,600	348,600	397,300	438,200	499,000
	15	159,200	216,900	251,000	291,700	320,800	350,700	399,500	440,200	501,300
	16	160,800	218,800	252,500	293,800	322,900	352,700	401,900	442,200	503,600
	17	162,200	220,400	254,000	295,800	325,000	354,600	403,700	444,100	505,700
	18	163,700	222,100	255,900	297,800	327,000	356,600	405,700	445,900	507,100
	19	165,200	223,800	257,700	299,900	329,100	358,500	407,600	447,700	508,600
	20	166,700	225,400	259,500	301,900	331,100	360,400	409,400	449,400	510,000
	21	168,100	227,000	261,200	304,000	333,100	362,400	411,300	451,200	511,200
	22	170,800	228,700	263,100	306,100	335,200	364,300	413,100	452,700	512,600
	23	173,500	230,400	265,000	308,100	337,200	366,300	414,900	454,100	514,100
	24	176,200	232,000	266,700	310,200	339,300	368,200	416,800	455,600	515,600
	25	178,900	233,500	268,700	312,000	340,900	370,200	418,600	457,000	516,700
	26	180,600	235,100	270,600	314,100	342,800	372,100	420,100	458,300	517,800
	27	182,300	236,600	272,400	316,200	344,800	374,100	421,600	459,600	519,000
	28	184,000	238,000	274,300	318,200	346,700	376,100	423,200	460,800	520,200
	29	185,500	239,400	276,000	320,200	348,400	377,600	424,800	461,800	521,200
	30	187,300	240,600	277,900	322,200	350,300	379,400	426,100	462,500	522,100
	31	189,100	241,800	279,800	324,300	352,200	381,200	427,400	463,300	523,000
	32	190,700	243,100	281,600	326,400	354,000	382,800	428,600	464,000	523,900
	33	192,300	244,400	283,300	327,900	355,900	384,600	429,800	464,700	524,700
	34	193,800	245,800	285,200	329,900	357,700	386,000	431,100	465,500	525,600
	35	195,300	247,100	287,000	331,900	359,500	387,500	432,400	466,200	526,300
	36	196,700	248,400	288,900	334,000	361,200	389,100	433,600	466,800	526,800
	37	198,000	249,400	290,600	335,900	362,600	390,500	434,800	467,300	527,500
	38	199,300	250,900	292,300	337,800	363,900	391,700	435,600	467,900	528,100
	39	200,600	252,500	294,100	339,800	365,300	392,900	436,400	468,500	528,900
	40	201,900	254,000	295,900	341,700	366,700	394,000	437,200	469,100	529,500
	41	203,100	255,400	297,600	343,600	368,000	395,100	437,800	469,600	530,000
	42	204,400	256,800	299,300	345,500	368,900	396,300	438,500	470,100	
	43	205,600	258,200	301,000	347,300	370,000	397,500	439,200	470,500	
	44	206,800	259,600	302,600	349,200	371,100	398,600	439,900	470,800	
	45	208,000	260,800	304,300	350,700	371,900	399,300	440,700	471,100	
	46	209,300	262,100	306,000	352,100	372,800	400,000	441,500		
	47	210,500	263,500	307,600	353,600	373,700	400,700	441,900		
	48	211,700	264,900	309,300	355,100	374,600	401,400	442,600		

再任職員以外の職員

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	49	212,800	266,200	310,500	356,700	375,500	402,000	443,100		
	50	213,900	267,300	312,000	357,500	376,300	402,600	443,500		
	51	215,000	268,600	313,600	358,700	377,100	403,100	443,900		
	52	216,100	269,900	315,200	359,700	377,900	403,500	444,300		
	53	217,200	271,000	316,800	360,600	378,600	403,900	444,700		
	54	218,100	272,100	318,400	361,700	379,300	404,200	445,100		
	55	218,900	273,400	320,000	362,600	380,000	404,500	445,500		
	56	219,800	274,700	321,500	363,700	380,700	404,800	445,800		
	57	220,600	275,800	323,000	364,600	381,200	405,100	446,100		
	58	221,600	276,800	324,200	365,300	381,800	405,400	446,500		
	59	222,600	277,900	325,400	366,000	382,400	405,700	446,800		
	60	223,600	279,000	326,600	366,700	383,100	406,000	447,100		
	61	224,500	280,200	327,300	367,100	383,500	406,300	447,400		
	62	225,500	281,200	328,200	367,700	384,200	406,600			
	63	226,400	282,100	329,000	368,400	384,800	406,900			
	64	227,300	283,100	329,800	369,100	385,400	407,200			
	65	228,000	283,900	330,700	369,400	385,800	407,500			
	66	229,000	284,800	331,100	370,100	386,400	407,800			
	67	230,000	285,600	331,800	370,800	387,000	408,100			
	68	230,900	286,500	332,600	371,500	387,600	408,400			
	69	231,700	287,500	333,400	371,800	388,000	408,600			
	70	232,400	288,300	334,100	372,400	388,500	408,900			
	71	233,100	289,100	334,800	373,100	389,000	409,200			
	72	233,800	289,900	335,500	373,700	389,600	409,500			
再任 職員以 外の 職員	73	234,400	290,700	336,000	374,000	389,900	409,700			
	74	235,000	291,200	336,600	374,600	390,300	410,000			
	75	235,600	291,600	337,100	375,300	390,700	410,300			
	76	236,300	292,100	337,700	375,900	391,100	410,500			
	77	237,000	292,200	338,000	376,300	391,400	410,700			
	78	237,800	292,600	338,500	376,800	391,700	411,000			
	79	238,600	292,800	338,900	377,400	392,000	411,300			
	80	239,400	293,200	339,400	377,900	392,300	411,500			
	81	240,100	293,400	339,800	378,400	392,500	411,700			
	82	240,800	293,600	340,300	379,000	392,800	412,000			
	83	241,500	294,000	340,800	379,500	393,100	412,300			
	84	242,200	294,300	341,300	379,800	393,300	412,500			
	85	242,900	294,600	341,600	380,200	393,500	412,700			
	86	243,600	294,900	342,000	380,700	393,800				
	87	244,300	295,200	342,500	381,100	394,100				
	88	245,000	295,600	342,900	381,500	394,300				
	89	245,700	295,900	343,200	381,900	394,500				
	90	246,200	296,300	343,600	382,400	394,800				
	91	246,700	296,600	344,100	382,800	395,100				
	92	247,200	297,000	344,500	383,200	395,300				
	93	247,500	297,100	344,700	383,500	395,500				
	94		297,300	345,100						
	95		297,700	345,600						
	96		298,100	346,000						
	97		298,300	346,100						
	98		298,600	346,600						
	99		299,000	347,000						
	100		299,400	347,300						

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員以 外の 職員	101	円	299,600	347,600	円	円	円	円	円	円
	102		299,900	348,000						
	103		300,300	348,400						
	104		300,600	348,800						
	105		300,800	349,300						
	106		301,100	349,700						
	107		301,500	350,100						
	108		301,800	350,500						
	109		302,000	351,000						
	110		302,400	351,400						
	111		302,800	351,700						
	112		303,100	352,000						
	113		303,200	352,500						
	114		303,500							
	115		303,800							
	116		304,200							
	117		304,400							
	118		304,600							
	119		304,900							
	120		305,200							
	121		305,600							
	122		305,800							
	123		306,100							
	124		306,400							
	125		306,700							
再任 職員		187,600	215,400	257,700	277,100	292,200	317,600	359,300	392,400	443,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第 5 章

勤務条件関係等業務

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。

ア 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、配偶者同行休業に係る任期付採用職員及び臨時的任用職員の年次休暇を任用期間に応じた日数に定めた。（適用：平成26年7月4日）

イ この看護や学校行事等への参加により家族休暇を取得する職員について、取得日数を拡充することにより、休暇取得の利便性の向上を図るため、家族休暇の子育て部分について、中学校就学前までの子が2人以上いる場合は従来の付与日数に加え、4日付与とした。（適用：平成27年1月1日）

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を次のとおり改正した。

ア ボランティア休暇の取得事由である保健医療福祉の増進活動（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条第1項第4号イ）の対象施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設について、同法の一部改正に合わせ、規定を整備した。（適用：平成26年5月22日）

イ ボランティア休暇の取得事由である保健医療福祉の増進活動（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第11条第1項第4号イ）の対象施設のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設について、同法の一部改正に合わせ、規定を整備した。（適用：平成27年3月2日）

2 服 務

平成26年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

3 その他

(1) 職員の配偶者同行休業に関する規則（平成27年岡山県人事委員会規則第15号）を次のとおり制定した。

職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、職員の配偶者同行休業制度に関し必要な事項を定めた。（適用：平成26年7月4日）

(2) 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）を次のとおり改正した。

職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、期末手当支給の対象となる勤務相当期間から配偶者同行休業期間を除くことを定めた。（適用：平成26年7月4日）

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）を次のとおり改正した。

任命権者が職員を派遣することができる公益的法人等の名称を変更した（医療法人思誠会）（適用：平成26年6月6日）

第 6 章

公平審査関係業務

第6章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 平成26年度において判定したもの …… 1件
- (2) 平成26年度において審査したもの …… 1件
- (3) 平成26年度において却下したもの …… なし
- (4) 平成26年度において取下げのあったもの …… なし

2 不利益処分に関する不服申立て

- (1) 平成26年度において裁決したもの …… 2件

平成25年第1号不服申立事案	
1 処分者	県教育委員会
2 処分の内容	懲戒免職処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成25年7月2日
準備手続	1回
口頭審理	2回
裁決年月日	平成26年4月8日
裁決内容	処分承認

平成26年第3号不服申立事案	
1 処分者	県教育委員会
2 処分の内容	懲戒停職処分（6月）
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年7月17日
裁決年月日	平成27年2月10日
裁決内容	処分承認

- (2) 平成26年度において審査したもの …… 9件（上記裁決をしたものを含む。）

平成25年第2号不服申立事案	
1 処分者	県警察本部長
2 処分の内容	懲戒停職処分（6月）
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成25年11月1日

平成 26 年 第 1 号 不 服 申 立 事 案

- 1 処 分 者 県教育委員会
- 2 処分の内容 懲戒免職処分
- 3 審査の状況
不服申立年月日 平成26年4月16日
口 頭 審 理 1回

平成 26 年 第 2 号 不 服 申 立 事 案

- 1 処 分 者 県警察本部長
- 2 処分の内容 懲戒減給処分（100分の10、6月）及び分限降任処分
- 3 審査の状況
不服申立年月日 平成26年5月10日

平成 26 年 第 4 号 不 服 申 立 事 案

- 1 処 分 者 県警察本部長
- 2 処分の内容 辞職承認処分
- 3 審査の状況
不服申立年月日 平成26年9月24日

平成 26 年 第 5 号 不 服 申 立 事 案

- 1 処 分 者 受託団体の長
 - 2 処分の内容 懲戒停職処分（6月）
 - 3 審査の状況
不服申立年月日 平成26年10月6日
- ※ 平成26年第6号不服申立事案と併合審査

平成 26 年 第 6 号 不 服 申 立 事 案

- 1 処 分 者 受託団体の長
 - 2 処分の内容 懲戒停職処分（6月）
 - 3 審査の状況
不服申立年月日 平成26年10月6日
- ※ 平成26年第5号不服申立事案と併合審査

平成26年第7号不服申立事案

1 処分者	受託団体の長
2 処分の内容	懲戒免職処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年10月31日

- (3) 平成26年度において却下したもの …… 1件
- (4) 平成26年度において取り下げのあったもの …… なし
- (5) 平成26年度において打ち切ったもの …… なし

3 苦情処理

平成26年度において苦情相談があったもの …… 18件

(単位：件)

事項	処理	制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	その他	計
任用関係			1	1			2
給与関係		1		1	2		4
勤務条件				2		2	4
福利厚生							
いじめ等			2		2	3	7
その他		1					1
計		2	3	4	4	5	18

4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

平成27年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 真庭市, 美作市, 浅口市 (10市)	61団体
町 村	和気町, 早島町, 里庄町, 矢掛町, 新庄村, 鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町 (県内全12町村)	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合 (39一部事務組合)	

第 7 章

職員団体関係業務

第 7 章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

(1) 県関係

平成26年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（3件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
1	岡山県職員労働組合	26. 7. 8	役員変更
2	岡山県教職員組合	26. 4. 7	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	26. 5. 2	役員変更

(2) 受託地方公共団体関係

平成26年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（13件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
6	浅口市職員労働組合	26. 10. 8 26. 10. 14	規約変更 役員変更
19	井原市職員組合	26. 10. 7	役員変更
33	浅口市職員組合	26. 10. 8	役員変更
36	自治労早島町職員組合	26. 7. 9	役員変更
44	新見市職員労働組合	26. 10. 27	役員変更
48	総社市職員組合	26. 10. 7	役員変更
50	自治労新見市職員組合	26. 6. 11	役員変更
51	美咲町職員労働組合	26. 7. 28	役員変更
52	真庭市職員労働組合	26. 9. 4	役員変更
54	高梁市幼児教育教職員組合	26. 4. 7	役員変更
55	井原市幼児教育教職員組合	26. 4. 7	役員変更
56	総社市幼児教育教職員組合	26. 4. 7	役員変更

2 管理職員等の範囲の指定

(1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
知事 部 局	本 庁	総括参事（公聴広報課） 総括副参事（総務班） 主幹（職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの）	副参事（職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの、地方分権推進課） 総括主幹（総務班） 主幹（地方分権推進課） 主任（地方分権推進課）	職の改廃	26. 3. 31 規則第12号
	県 民 局	地域農林水産事業部長 地域建設部長 課長（地域づくり推進課）	室長（協働推進室）	職の改廃	
	記 録 資 料 館		副館長	職の廃止	
	高 等 技 術 専 門 校		副校長	職の廃止	
	環 境 保 健 セ ン タ ー	参事		職の新設	
	農 林 水 産 総 合 セ ン タ ー 生 物 化 学 研 究 所		所長	非常勤特別職とするため	
	自 治 研 修 所	次長		職の新設	
	東 京 事 務 所	行政課長	総務課長	職の改廃	
	岡 山 光 量 子 科 学 研 究 所		所長 副所長	非常勤特別職とするため	
	ダ ム 管 理 事 務 所		次長	職の廃止	
労 働 委 員 会 事 務 局	総括参事 総括副参事	参事 副参事（人事、給与又は予算の事務を行う者に限る。）	職の改廃		

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

地方公共団体名	機 関 名	新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
高 梁 市	議会事務局		参事	職の廃止	26. 6. 24 規則第14号
	市長部 本庁	行政改革推進係長	局長	職の新設	

	局			秘書係主任	及び廃止
		社会福祉事務所		所長補佐	職の廃止
		病院		庶務係主任（人事又は給与の事務を行う者）	職の廃止
		成羽川荘		参事 所長補佐	職の廃止
		保育園		副園長	職の廃止
	教育委員会	幼稚園		教頭	職の廃止
		学校給食センター		副所長	職の廃止
		図書館		副館長	職の廃止
		文化センター	副所長		職の新設
	備前市	議会事務局	副参事		職の新設
市長部局	本庁	室長（市長室） 危機管理監 総括政策監 政策監 所長補佐 秘書係長 行革推進係長 主査（秘書係、行革推進係） 主任（秘書係）	室長（課レベル） 室長代理 室長補佐 秘書広報係長 行政改革係長 主査（秘書広報係、行政改革係） 主任（秘書広報係）	職の新設及び廃止	
		総合支所	政策監	室長 室長代理 室長補佐	職の新設及び廃止
		病院	総括事務長		職の新設
		備前さつき苑	主幹		職の新設
	教育委員会	事務局	政策監		職の新設
		高等学校		教頭	職の廃止
	選挙管理委員会事務局	次長		職の新設	
	農業委員会事務局	主幹		職の新設	
赤磐市	市長部局	本庁	主幹	主幹（秘書広報班及び文書法制班に属する者）	規定の整備
		病院		病院長 副病院長 参与 病院事務長	組織の廃止（診療所化）

				看護師長	
		診療所	看護師長		職の新設
真庭市	市長部局	本庁	次長 産業政策統括監 参事（総合政策課 に属する者） 主幹・主査・主任 （総合政策課に 属する者で行政 改革の事務を行 うもの）	局長	職の新設 と廃止
		振興局		総括参事	職の廃止
		支局		総括参事	職の廃止
		旭水苑		総括参事	職の廃止
浅口市	市長部局	本庁	主幹（行政、財政 及び人事業務を 主務とするも の）		職の新設
和気町	町長部局	本庁	所長		職の新設
里庄町	町長部局	介護老人保 健施設		施設長 事務長	職の廃止
矢掛町	町長部局	本庁	室長 秘書係長 人事給与係長	人事秘書係長	職の新設 及び廃止
勝央町	町長部局	本庁		参事補	訂正
	教育委員会	事務局		参事補	訂正
美咲町	教育委員会	幼稚園		園長	組織の廃 止

第 8 章

労働基準監督機関関係業務

第 8 章 労働基準監督機関関係業務

1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、労働基準監督機関職権行使者であった森委員の委員長就任に伴い、平成26年10月13日人事委員会の決議により、秋山委員に委任されている。

2 労働基準法別表第1の事業区分

次の事業所の新設に伴い、岡山労働局長と協議の上、次のとおり号別決定を行った。

区 分	名 称	号 別	決定年月日	備 考
教育委員会	岡山県立津山中学校	1 2 号	26. 12. 11	

3 労働基準法に基づく諸届の受理等

平成26年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	92	年度当初91件、変更1件
解雇予告除外認定	1	
宿日直勤務許可	1	うち再申請1件

4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

平成26年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	27	衛生管理者21件、産業医6件 工業用X線回折装置 (一社)日本ボイラ協会委託分17件 (一社)日本クレーン協会委託分2件
健康診断結果報告	1	
労働者死傷病報告	3	
機械等設置届	2	
特定機械等の性能検査実施	19	
ボイラ一廃止報告	1	
第一種圧力容器廃止報告	2	